以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防高が不足していることなどから洪水、高潮及び津波による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、石巻市長を会長とする北上川改修促進同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

第6　収用又は使用の手続が保留される起業地

宮城県石巻市住吉町一丁目、住吉町二丁目及び大橋二丁目地内

宮城県石巻市住吉町一丁目地先河川敷地、住吉町二丁目地先河川敷地及び大橋二丁目地先河川敷地

○国土交通省告示第四百八十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九第一項の規定に基づき、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件（平成二十六年国土交通省告示第千二百三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第百三十条の九第一項に規定する圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第二条第一項第二十三号に規定する圧縮天然ガススタンドであって、一般則第七条第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けて設置されるものであること。 二　一般則第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであって、一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）であること。 三　高圧ガス保安法第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項各号に掲げる基準（同項第二号の二に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。	建築基準法施行令第百三十条の九第一項に規定する圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七条第二項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5531号	電子海図情報表示装置	日本無線株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号
第5532号	〃	〃	〃
第5533号	〃	〃	〃

○国土交通省告示第四百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F－617号	表面仕上材（表面床張り材）	Streamo mariner	Gerflor SAS	50 Cours de la République VILLEURBANNE CED-EX French Republic
第F－618号	〃	Streamo seacross-ser (Evercare)	〃	〃

○国土交通省告示第四百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－598号	表面仕上材（難燃性接着材）	KU810FL	ユニシ株式会社	大阪府大阪市中央区道修町一丁目7番1号